

小山町建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事（小山町建設工事執行規則（昭和51年小山町規則第6号）第2条第3号に規定する建設工事をいう。）の請負契約の締結に当たり、最低制限価格制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度の対象となる建設工事は、競争入札を実施する建設工事とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 町長は、本制度の円滑な運用を図るため、対象工事の公告又は入札執行通知書に、令第167条の10第2項の適用があることを明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して令第167条の10第2項の規定により落札者とし、旨通知するものとする。

(入札経過の整理)

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定した旨記載するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日告示第195号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の小山町建設工事最低制限価格制度実施要綱の規定は、令和8年4月1日以後に公示及び指名通知を行う建設工事契約について適用し、同日前に公示及び指名通知を行う建設工事契約については、なお従前の例による。